

# 1 用語の解説

## 1.1 法令等の用語

関係規程：法第2条第8項・第11～12項、第18条の14、第18条の15第1項・第4項、第18条の16第2項、第18条の17第1項 / 法施行規則第16条の4、別表第7 / 施行通知 / 国マニュアル「3.1～3.3」

本マニュアルでは特に断りがない場合、各用語の意味は次表のとおりです。なお、法令等で「石綿」、「特定粉じん」と記載されている用語のうち、読み替えても支障がないものについては、本マニュアルでは「アスベスト」と表記しています。

用語	意味
法	大気汚染防止法
法施行令	大気汚染防止法施行令
法施行規則	大気汚染防止法施行規則
施行通知	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和2年11月30日付 環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知）
国マニュアル	 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省・環境省） <a href="https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html">https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html</a>
条例	札幌市生活環境の確保に関する条例
条例施行規則	札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則
特定粉じん	アスベスト（石綿）
建築物等	建築物その他の工作物
解体等工事	建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を行う建設工事
特定建築材料	アスベストを含有する全ての建築材料
特定粉じん排出等作業	特定建築材料（アスベスト含有建材）が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業のうち、作業場所からアスベストを排出等させる作業
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの
除去等	除去、囲い込み、又は封じ込め作業
作業場	特定建築材料の除去等を行う場所
元請業者	発注者から直接解体等工事を請け負った者
自主施工者	解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者
下請負人	特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。）を元請業者から請け負った者（数次の請負契約の場合は、後次の全ての請負人を含む。）